

# 社会教育法を読む

## 1法の成立と沿革

- 1) 「社会教育に関する国及び地方公共団体の任務」(社教1条)≡社会教育行政)を定めたもの
- 2) 社会教育の一般法として成立しなかった(図書館法・博物館法が別に定められる(9条)  
→公民館法要求運動があったが実現せず。逆に「公民館法」と称されることも。
- 3) 51年の改正で社会教育主事制導入(9条2以降が独立の章という不自然な構成)
- 4) 59年に「大改正」社会教育主事必置、社会教育関係団体への補助金解禁
- 5) 生涯学習振興法(1990)登場に伴う改正 →「生涯学習審議会」
- 6) 地方分権推進委員会勧告(1996～)などを受けた規制緩和的改正(公民館運営審議会の任意化、社会教育委員・公運審の構成弾力化、青年学級廃止)
- 7) 2006年教育基本法全面改正による2008年の改正(生涯学習振興、学校・家庭・地域社会との連携、情報教育、家庭教育、青少年課外活動)

## 2 社会教育行政の目標と原則

- (1) 目標・任務 →国民主体の自己教育の環境醸成・援助

「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」(3条)

### (2) 原則

- ①法令主義(1条、3条)
- ②助長主義(環境醸成(3条)、「必要な援助」(5条1)、「命令及び監督」の禁止(9条3)、不当な「統制支配」「干渉」の禁止(12条))
- ③施設主義(3条、4条、5条3,4、6条1,2など)
- ④地方自治(4条、5条、6条、21条など)
- ⑤住民参加(社会教育委員(15条～18条)公民館運営審議会(29条～31条))  
参照 図書館協議会(図書法14～16)博物館協議会(博物法20～22)

## 3 社会教育行政の構造

### (1) 国・都道府県。市町村の役割分担

- 1) 市町村：公民館を始めとした施設の設置運営・社会教育事業実施の基幹的機能  
社会教育委員  
社会教育主事(必置)・主事補
- 2) 都道府県：市町村の補完・調整・支援  
公民館・青年学級以外の(広域的な)社会教育事業(6)  
公民館・図書館の指導調査(6-1)  
社会教育職員・指導者などのための研修、講習会など(6-2)  
施設への物資提供など(6-3)  
市町村教育委員会との連絡(6-4)  
県レベルの社会教育関係団体への求めに応じた指導・助言・援助(11)  
社会教育委員  
社会教育主事(必置)・主事補
- 3) 国：地方公共団体の事業に対する財政的援助など(4、公民館への補助金(35,37))  
社会主事講習(9-5)  
全国レベルの社会教育関係団体への求めに応じた指導・助言・援助(11)  
公民館の基準策定と指導・助言・援助(23-2)  
生涯学習審議会設置
- 4) 地教行法第5章第48条では文部科学大臣→都道府県→市町村という「指導、助言又は援助」の

関係を明示している

(2) 首長⇔教育委員会⇔教育機関の関係

①首長：

\* 広報宣伝に関して教育委員会（社会教育）に実施・協力を依頼できる（7条）。

\* 教育財産の取得・処分。契約。予算執行。

\* 自治体職員の任免権（地自法 172 条）。自治体職員を教育委員会などの職員に兼任・充当できる（180-3）。教育委員会などの組織・職員定数・身分取り扱いにつき勧告できる（180-4）

②教育委員会

\* 社会教育に必要な資料の提供や協力を依頼できる（8条）。

\* 不当な支配からの教育の独立

\* 所管に属する「教育機関の設置、管理及び廃止」/教育財産の管理/教育委員会・教育機関の職員任免・人事ほか

③教育機関の長

\* 法や条例で定められた権限（事務の委任）

\* 教育機関としての専門性・独立性

職員は「上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」（地公法 32 条）

#### 4 社会教育主事と社会教育職員

(1) 社会教育主事（9条 2～6）

\* 「社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導」「命令及び監督をしてはならない」  
学校が行う社会教育にも「必要な助言」

\* 「専門的教育職員」（教特法 2-4）

資格①大学 2 年 62 単位（高専卒）+3 年以上社会教育主事補など経験+主事講習

② 5 年以上の教職経験+主事講習→**教員転用コース**

③ 大学 2 年 62 単位+必須科目単位取得+社会教育主事補 1 年→**大学養成コース**

④ 「相当する教養と経験」+主事講習→**一般職員転用コース**

(2) 司書、司書補、学芸員（必置の専門的職員）

(3) 公民館長、図書館長、博物館長（必置 専門性不明確）

(4) 社会教育主事補、（公民館）主事、学芸員補（任意 専門性不明確）

(5) その他の職員

#### 5 社会教育関係団体（10条～14条）

(1) 社会教育事業を主目的とする「公の支配に属しない団体」（10）

(2) 行政は求めに応じた「専門的技術的指導又は助言」（11条）。「統制的支配」「干渉」は禁止（12条）

(3) 生涯学習審議会・社会教育委員等にはかり補助金を支出できる（13条）

(4) 必要な報告を求めることができる（14条）

#### 6 社会教育委員（15条～18条）

1) 必置ではない。教育関係者、家庭教育活動者、学識経験者から教育委員会が委嘱（15）

2) 委員会ではない。独任制。

3) 教育委員会に助言（社会教育諸計画、諮問にたいし意見、研究調査）、委嘱されて青少年教育に関して助言・指導（17）

#### 7 社会教育施設や機会

1) 公民館/図書館/博物館/青少年の家/その他の社会教育施設（5条 3、4）

2) 学校施設の利用（45～47） 文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座など

3) 社会通信教育（49～57）